議案第61号

取手市保育所設置条例の一部を改正する条例について

取手市保育所設置条例(昭和34年条例第23号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

第四次取手市保育所整備計画に基づき、令和4年3月31日をもって取手市立戸頭 北保育所を廃止するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市保育所設置条例の一部を改正する条例

取手市保育所設置条例(昭和34年条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前	
別表(第2条関係)		另	別表(第2条関係)	
名称	位置		名称	位置
取手市立永山保育所の 項及び取手市立白山保 育所の項	(略)		取手市立永山保育所の 項及び取手市立白山保 育所の項	(略)
取手市立中央保育所の 項から取手市立井野な	(略)		取手市立戸頭北保育所	取手市戸頭六 丁目17番1号
ないろ保育所の項まで			取手市立中央保育所の 項から取手市立井野な ないろ保育所の項まで	(略)

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。